

仕様書（磯辺第三小学校）

1 委託名

千葉市立磯辺第三小学校床清掃外業務委託

2 委託場所

千葉市美浜区磯辺 1－25－1

千葉市立磯辺第三小学校

校舎、付帯施設及びその敷地内

3 委託期間

契約締結日の翌日より令和7年3月31日までとする。

作業実施日程は、対象校と協議の上、可能な限り学校の希望する期日までに実施すること。

4 清掃箇所

発注者の指示する箇所について、下記の清掃を行う。別添 各委託箇所図参照

(1) 床清掃

ア 弾性床（Pタイル・長尺シート）清掃

昇降口・廊下 約 387 m²

階段 約 287 m²

イ カーペット清掃 なし

(2) 側溝清掃 約 204m

(3) 校舎屋上清掃 面積約 2,316 m² 外周約 367m

のうち対象校の指定する範囲

※下記5の(3)を参照願います。

5 清掃方法

清掃業務の実務にあたっては、「令和5年版 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」の定める清掃に準じ、品質良好な資機材を使用し、快適な環境を維持すること。また、建材の保全に努め、安全には最善の努力をはらうこと。

(1) 床清掃作業基準

ア 弾性床（Pタイル）清掃作業基準

- ・適性洗剤で垢及び汚れを取り除く。
- ・皮膜表面の汚れを洗浄する。
- ・水拭きの後汚水や洗剤分を完全に除去し、十分に乾燥させる。
- ・適性塗布剤（樹脂ワックス2回塗り）で仕上げる。

イ カーペット清掃作業基準

- ・繊維素材に適した洗剤を用いて洗浄し、吸引用真空掃除機で汚れを除去する。

(2) 側溝清掃作業基準

- ・手動で蓋を開けられる箇所について、溝内の汚泥・ごみ等の詰まりを取り除く。手動で蓋を開けることが困難な箇所等については、対象校と協議の上、高圧洗浄機を用いて汚れを取り除く。なお、高圧洗浄機の使用による委託額の変更は認めない。

(3) 校舎屋上清掃作業基準

- ・屋上の状態に合わせた適性用具により、拾い掃きを行う。
- ・指定箇所内に存在するルーフドレンに溜まったごみを取り除き、つまらないように

する。

6 清掃に伴う注意事項

- (1) 作業の実施に際しては、児童はじめ学校利用者等の安全に配慮し、通行の妨げとならないよう注意するとともに、学校の業務に支障のないように実施すること。
- (2) 使用する資機材は、清掃場所の床材等、各材質の特性及び機能を十分把握したうえ、最適なものを使用し、最良な方法で清掃すること。また、清掃部分の材質を傷めずに汚れを除去でき、業務従事者の人体及び環境に配慮した洗剤を積極的に使用すること。
- (3) 清掃業務終了後は、椅子等を整理し、窓及び扉等の戸締り並びに火元確認をし、必要のない照明を消すこと。
- (4) 窓を開けて作業するときは、塵芥を飛散させないように注意すること。
- (5) 清掃器具の取り扱いによる衝撃または湿気等で機械器具、備品等を損傷させないこと。
- (6) 作業のため備品等を移動する場合は、物品を損傷しないように取扱い、作業終了後は速やかに元の位置へ復すること。
- (7) 騒音を出さないこと。
- (8) 引火性のガソリン・ベンジン等の薬品は絶対に使用しないこと。
- (9) ごみの収集・搬出について
 - ア 建物内外から排出するゴミ・汚物等は、種類ごとに分別を行い、対象校の指定する場所に集積する。
 - イ 集積場はたえず清潔にするとともに、悪臭の発生を未然に防ぐよう努めること。
 - ウ 受注者が用意した清掃用資機材等の処分は、受注者の責任のもとに行うこと。
- (10) 清掃箇所を示した図面と現況に相違がある場合は、現況を優先するものとする。
- (11) 本仕様書に定めのない事項については、対象校及び発注者と打ち合わせ、調整すること。

7 提出書類

受注者は、発注者と協議の上、次に掲げる書類を提出すること。なお業務計画書は、業務内容や状況を熟知した上で作成し、履行場所学校の承認を得ること。

No.	提出書類	内 容	提出時期等
1	業務計画書	業務のスケジュール、作業内容等 を示したもの	・業務開始前 ・内容変更時
2	業務完了報告書	業務の実施状況及び結果を示した もの	・業務を完了した時